

27	都市整備局	東京都景観計画
事業概要	<p>景観法の施行及び東京都景観審議会の答申（平成18年1月）を踏まえ、これまでの都の景観施策を更に一步進め、平成19年4月1日から「東京都景観計画」を施行している。</p> <p>本計画は、景観法を活用した届出制度や景観重要公共施設の指定などに加え、都独自の取組として、大規模建築物等の事前協議制度など、良好な景観形成を図るための具体的な施策を示したものである。</p> <p>本計画に基づき、美しく風格のある東京の再生に向けて、良好な景観形成の取組を進めていく。</p>	
これまでの経過	<p>平成16年6月 景観法施行</p> <p>平成17年1月 知事が東京都景観審議会に「東京における今後の景観施策のあり方について」を諮問</p> <p>平成18年1月 東京都景観審議会が「東京における今後の景観施策のあり方について」を答申</p> <p>平成18年10月 東京都景観条例を改正（平成19年4月1日施行）</p> <p>平成18年11月 東京都景観計画素案についてパブリックコメント（第1回）</p> <p>平成19年1月 東京都景観計画素案についてパブリックコメント（第2回）</p> <p>平成19年3月 東京都景観条例施行規則を改正、東京都景観計画を策定（ともに平成19年4月1日施行）</p> <p>平成20年3月 東京都景観計画の変更、東京都景観条例施行規則を一部改正</p> <p>平成20年6月 東京都景観計画の変更</p> <p>平成21年3月 東京都景観計画の変更、東京都景観条例施行規則を一部改正</p> <p>平成23年3月 東京都景観計画の変更</p>	
現在の進行状況	<p>平成20年4月1日景観計画改定 主な変更内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財庭園等 景観形成特別地区の追加指定 小石川後楽園、六義園、旧岩崎邸庭園、旧古河庭園</li> <li>景観重要公共施設の追加指定 皇居外苑、新宿御苑、甲州街道（高尾地区）、国営昭和記念公園、井の頭恩賜公園、小石川後楽園、旧岩崎邸庭園</li> <li>東京駅丸の内駅舎復元に合わせた眺望保全</li> </ul> <p>平成20年7月1日景観計画改定 主な変更内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小笠原（父島二見港周辺）景観形成特別地区の指定</li> </ul> <p>平成21年4月1日景観計画改定 主な変更内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>皇居周辺の風格ある景観誘導</li> </ul> <p>平成23年4月1日景観計画改定 主な変更内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の個性を生かした景観誘導</li> </ul>	
今後の見通し	<p>今後も、新たな景観施策の展開等、必要に応じて景観計画を見直していく。</p>	
問い合わせ先	都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課	電話 03-5388-3265